

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成26年4月1日（火） 8：22～8：34

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣
麻生太郎 国務大臣（副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣）
新藤義孝 国務大臣（総務大臣、内閣府特命担当大臣）
谷垣禎一 国務大臣（法務大臣）
岸田文雄 国務大臣（外務大臣）
下村博文 国務大臣（文部科学大臣）
田村憲久 国務大臣（厚生労働大臣）
林芳正 国務大臣（農林水産大臣）
茂木敏充 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
太田昭宏 国務大臣（国土交通大臣）
石原伸晃 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
小野寺五典 国務大臣（防衛大臣）
菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）
根本匠 国務大臣（復興大臣）
古屋圭司 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
山本一太 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
森まさこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
甘利明 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
稻田朋美 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪席者：加藤勝信 内閣官房副長官
世耕弘成 内閣官房副長官
杉田和博 内閣官房副長官
小松一郎 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 1件
- 国会提出案件 2件
- 公布（法律） 1件
- 人事 2件
- 配布 1件

いずれも、案件表のとおり、決定等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。まず、閣議案件について、世耕副長官から御説明申し上げます。

○世耕内閣官房副長官：一般案件等について申し上げます。「防衛装備移転三原則」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、内閣総理大臣及び外務大臣、経済産業大臣、防衛大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書2件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律の公布について、御決定をお願いいたします。「裁判所職員定員法の一部を改正する法律」が、3月28日の参議院本会議において可決成立したものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、元警視総監樋口建史、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構特命参与西村篤子、参議院事務局国際部長花谷卓治を特命全権大使に、それぞれ任命することについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、樋口は、ミャンマー国に、西村は、ルクセンブルク国に、花谷は、フィジー国兼バヌアツ国に、それぞれ駐箚を命じようとするものであります。

次に、齊藤實外162名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元衆議院議員森下元晴を従三位に叙するものがあります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、経済産業大臣。

○茂木国務大臣：昨年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」に基づき、防衛装備の海外移転に関し、新たな安全保障環境に適合する明確な原則を定めるべく慎重に検討を重ね、本日の国家安全保障会議において「防衛装備移転三原則」が決定されました。今後、防衛装備の海外移転については、「防衛装備移転三原則」、略称で言いますと「移転三原則」、これによることとなります。

経済産業省としては、外為法を所管する立場として、「防衛装備移転三原則」の下、関係省庁と連携し、厳格審査や適正管理の確保に万全を期してまいります。

○菅国務大臣：次に、外務大臣。

○岸田国務大臣：外務省としても、「防衛装備移転三原則」の運用において、外交上及び国際法上の観点等から、個別の案件の移転の可否に係る厳格審査や適正管理にしっかりと協力してまいります。

○菅国務大臣：次に、防衛大臣。

○小野寺国務大臣：本日、「防衛装備移転三原則」が策定されました。我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中で、防衛装備品を適切に海外移転することにより、より一層平和への貢献や国際的な協力を推進するための新たな原則が打ち出せたと考えており、経済産業大臣、外務大臣、官房長官はじめ関係者には改めて感謝申し上げます。

防衛省としては、「防衛装備移転三原則」の下で、これまで以上に平和貢献・国際協力に寄与していくとともに、同盟国たる米国及びそれ以外の諸国との防衛装

備・技術協力をより積極的に進めていくことを通じ、地域の平和と安定を維持し、我が国を守り抜くための必要な諸施策を、より一層積極的に推進してまいる所存です。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から2件御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：「防衛装備移転三原則」の決定に係る関係各位の御尽力に感謝します。

新たな原則は、防衛装備の移転に係る具体的基準や手続、歯止めを今まで以上に明確化し、内外に透明性をもった形で明らかにするものです。また、国家安全保障会議における審査を含め、政府全体として、厳格な審査と適正な管理を行う体制が構築されました。

関係省庁においては、本原則に従い、個別の案件毎に、厳格審査と適正管理の確保に万全を期していただくようお願ひいたします。

また、新たな原則の趣旨を分かり易く説明し、国民的理解を促進することが非常に重要であると考えております。この点についても、関係各位の引き続きの御協力をお願ひいたします。

本日から、国民の皆様に8%の消費税をご負担いただくこととなります。今回の引上げは、年々増加する社会保障の費用を賄うとともに、国の信認を維持するためのものであり、引上げ分は全額が社会保障の充実・安定化に充てられることとなります。子ども・子育て支援などを充実するとともに、世界に冠たる国民皆保険、皆年金をはじめとする社会保障制度をしっかりと次世代に引き渡していくよう、政策をすすめていく必要があります。

消費税率引上げに当たっては、事業者間の取引において、中小企業・小規模事業者等が、消費税率引上げ分を適切に価格転嫁できるよう、既に違反行為に対して公正取引委員会等が相当数の指導を行っているところですが、強力かつ実効性のある転嫁対策等を引き続き推進していく必要があります。

また、消費税率引上げに伴う反動減等による景気下振れリスク等に万全を期す観点から、平成25年度補正予算に加え、平成26年度予算についても早期の実施を図り、年度前半に的確に経済効果を發揮させる経済・財政運営に注力していきます。今後とも経済状況を注視し、機動的な財政運営を行っていきます。

各大臣におかれましては、社会保障・税一体改革に関する国民の皆様のご理解とご協力を得るため、その意義の丁寧な説明とともに、転嫁対策や予算の早期実施等について政府一丸となった対応をお願い致します。

○菅国務大臣：次に、甘利大臣。

○甘利国務大臣：今回の消費税率引上げによる税収は、全額、社会保障に充てることとなっており、社会保障の充実・安定化と財政健全化の同時達成を目指す社会保障・税一体改革を大きく前進させるものです。引き続き、関係閣僚と連携・協力しながら、一体改革の更なる推進に取り組んでまいります。

現在、景気は、緩やかに回復していますが、海外景気の下振れリスクに加え、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動が見込まれます。このため、「好循環実現

のための経済対策」を具体化する平成25年度補正予算及び平成26年度予算の的確な執行に努めていくことが重要であると考えております。また、成長戦略の更なる進化に取り組んでまいります。

消費税率の引上げに際して、中小企業を含めた事業者の方々が消費税を価格に転嫁しやすい環境を整備することが重要です。こうした観点から、昨年10月に施行した消費税転嫁対策特別措置法等に基づき、政府が一丸となって強力かつ実効性のある転嫁対策等を推進してきたところです。

関係閣僚におかれては、転嫁拒否等に対する迅速かつ厳正な取締り、事業者等に対する指導・周知徹底、適切かつ丁寧な相談対応、転嫁対策等及び一体改革の趣旨の積極的な広報について、よく連携し、引き続きしっかりと取り組むようお願いします。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：本日、消費税率の8%への引上げが実施されるとともに、社会保障・税一体改革を実現する初めての予算の執行が始まりました。日本の社会保障制度の持続性を確保するとともに、財政健全化目標の下、財政の信認を確保する観点から、意義深いものと考えております。

この消費税率引上げの円滑な実施に当たり、各大臣におかれましては、総理より御指示のあった通り、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保等とともに、平成25年度補正予算及び平成26年度予算の早期の実施について万全の対応をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、総務大臣。

○新藤国務大臣：本日、消費税率とともに、地方消費税率が引き上げられたことは、地方の社会保障の充実及び安定化、さらには地方財政の健全化に寄与するものとして、意義深いものです。

消費税率引上げの円滑な実施に当たっては、地方公共団体においても、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について、適切な対応を行うとともに、社会保障・税一体改革の意義の住民への周知など、今後とも、国と地方が一体となった取組を推進していく所存です。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○田村国務大臣：本日、消費税率が8%に引き上げられました。この引上げによる增收分は、全額、社会保障の充実と安定化に充てられることをしっかりと国民に周知することなどを通じて、若い世代を始めとする国民の納得感を得ながら、プログラム法に沿って不断の改革を進め、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度を確立します。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、総務大臣。

○新藤国務大臣：総務省では、行政評価局の当面の重点運営方針として、「平成26年度行政評価等プログラム」を決定いたしました。

このプログラムには、「鉄道施設の保全対策」や「家畜伝染病対策」を始めとす

る平成26年度に新たに実施する調査のほかに、政策評価の標準化・重点化の推進などを盛り込んでおります。

このプログラムに基づき、行政評価局には、全国調査網を活用した実地調査に基づくチェック活動を徹底させますので、各大臣の御理解と御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、財務大臣。

○麻生国務大臣：平成26年度予算は、去る3月20日に成立いたしましたが、予算の執行に当たっては、効率的かつ適切に行われることが重要です。

財務省におきましては、予算が効率的・効果的に執行されているかを調査し、その結果を予算編成等に活用する予算執行調査を行っており、この度、平成26年度の調査に着手することといたしました。

本年度におきましても、専門家の知見を活用するなど、調査の質の向上等を図りつつ、計75件の調査を実施することとしております。

閣僚各位におかれましては、本年度も調査の円滑な実施につき、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

特に無いようなので、これを持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

[別添]

閣議案件

〔平成26年
4月1日〕(火)

- 資料あり ○ 「防衛装備移転三原則」について（決定）
(経済産業省)

◎一般案件

- 資料あり ○ ↗ 1. 衆議院議員鈴木貴子（無）提出河野談話に対する安倍晋三内閣の見解に関する質問に対する答弁書について（決定）（内閣官房）
1. 衆議院議員鈴木貴子（無）提出公的支援を受けている日本航空が法人税負担を免れている件に対する財務大臣の見解に関する質問に対する答弁書について（決定）（財務省）

◎国会提出案件

- 資料なし ☆裁判所職員定員法の一部を改正する法律（決定）

◎公布（法律）

- 資料あり ○ 樋口建史外2名を特命全権大使に任命することについて（決定）
〃 ○ 香川大学名誉教授齊藤 實外162名の叙位又は叙勲について（決定）

◎人事

- ☆平成26年度「財政法第46条に基づく国民への財政報告」について
(財務省)

[○署名あり ☆署名なし]